

野辺地町地域防災計画

【資料編・様式編】



平成28年10月
野辺地町防災会議

資料編

目 次

野辺地町防災会議条例	1
野辺地町防災会議運営要綱	3
野辺地町防災会議委員名簿	4
野辺地町災害対策本部条例	5
防災関係機関の所在地・電話番号一覧	6
水道災害相互応援協定	9
大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定	11
青森県消防相互応援協定	13
災害時の医療救護活動に関する協定	18
災害時における野辺地町内郵便局、野辺地町間の協力に関する覚書	20
災害時における石油類の優先供給に関する協定書	22
災害等発生時における電力復旧活動の協力に関する協定書	23
災害復旧時の協力に関する協定書	25
災害時の情報交換に関する協定	27
災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定	28
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書	30
三沢飛行場周辺における航空事故処理のための連絡調整に関する協定	32
資料 1 雨量観測所・水位観測所	34
資料 2 強震観測施設・青森県震度情報ネットワークの整備状況	34
資料 3 消防施設・設備等の整備状況	35
資料 4 消防ポンプ自動車等整備計画	35
資料 5 消防水利整備計画	36
資料 6 町有無線設備	36
資料 7 通信系統図	38
資料 8 連絡系統図	39
資料 9 消防無線設備	40
資料 10 通信系統図	40
資料 11 各水防倉庫の資機材の備蓄状況	41
資料 12 流出油防除資機材	42
資料 13 海上火災等対策用船舶	42
資料 14 救助資機材等 整備状況	42
資料 15 広域防災拠点 整備状況	43
資料 16 その他施設・設備等 整備状況	43

資料17	町の防災倉庫・防災資機材 整備状況	43
資料18	自主防災組織一覧	44
資料19	炊き出しの実施場所	44
資料20	炊き出しの協力団体	44
資料21	弁当、パン、うどん麺類等製造所等	44
資料22	インスタント食品調達先	45
資料23	調達食料及び供給食料の集積場	45
資料24	除去した障害物の集積場所	45
資料25	障害物除去に要する資機材等現有状況	46
資料26	医薬品等の調達先一覧	48
資料27	医療機関等の状況	48
資料28	車両及び船舶等の調達	49
資料29	公共的団体の車両、船舶等自動車保有状況	49
資料30	陸上運送業者の車両(青森県トラック協会上十三支部)	49
資料31	町旅客自動車事業所(タクシー等)	50
資料32	ヘリコプター離着陸場所	50
資料33	緊急通行車両保有状況	50
資料34	清掃班の構成等	51
資料35	ごみ及びし尿処理施設	51
資料36	町内関係業者所有の清掃資機材一覧	51
資料37	各学校の代替予定施設	52
資料38	教科書以外の教材等の調達	52
資料39	教育施設の現況	52
資料40	協定の締結状況	53
資料41	防災関係機関等との協定の締結状況	53
資料42	ヘリコプター離着陸場所	54
資料43	車両駐車場所	54

野辺地町防災会議条例

昭和三十七年十月五日

条例第二十三号

(目的)

第一条 この条例は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十六条第六項の規定に基づき、野辺地町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(平一二条例五・一部改正)

(所掌事務)

第二条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 野辺地町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 町長の諮問に応じて野辺地町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 三 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平二四条例一八・一部改正)

(会長及び委員)

第三条 防災会議は会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次に掲げる者をもつて充てる。
 - 一 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - 二 青森県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - 三 青森県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - 四 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - 五 教育長
 - 六 消防団長
 - 七 北部上北広域事務組合消防本部消防長及び野辺地消防署長
 - 八 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - 九 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は二十三人以内とする。
- 7 第五項第八号及び第九号の委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(平六条例一九・平一〇条例一九・平二四条例一八・一部改正)

(専門委員)

第四条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、青森県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第五条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則(昭和四六年九月三〇日条例第二一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成六年一二月二一日条例第一九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一〇年三月二五日条例第一九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年三月二四日条例第五号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(平成二四年九月一一日条例第一八号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(野辺地町災害対策本部条例の一部改正)

2 野辺地町災害対策本部条例(平成八年野辺地町条例第六号)の一部を改正する。

野辺地町防災会議運営要綱

平成七年三月二十二日

告示第七号

(目的)

第一条 この要綱は、野辺地町防災会議(以下「防災会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の招集)

第二条 防災会議は、会長が招集する。

2 会長は、二名以上の委員から防災会議に付議すべき案件を示して要求があったときは、防災会議を招集しなければならない。

(会議)

第三条 防災会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

第四条 防災会議の議事は、出席委員全員の意見一致をもって決するものとする。

(会議録)

第五条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録する。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席委員の氏名
- 三 会議に付した案件及び議事の経過
- 四 議決した事項
- 五 その他必要と認める事項

(専決処分)

第六条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。

- 一 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- 二 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整を図ること。
- 三 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- 四 野辺地町災害対策本部の設置に関すること。
- 五 野辺地町地域防災計画の軽微な変更に関すること。

2 会長は、防災会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない理由により防災会議を招集できないときは、前項各号に掲げる以外の防災会議の所掌事務について専決処分することができる。

3 会長は、前二項により専決処分した事項については、次の防災会議において承認を求めるものとする。

(事務局)

第七条 防災会議の事務を処理するため、事務局を防災を担当する課に置く。

(平二四告示二二・一部改正)

(雑則)

第八条 この要綱に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

前 文(抄)(平成二四年三月三〇日告示第二二号)

平成二十四年四月一日から適用する。

野辺地町防災会議委員名簿

	機関名・職名	野辺地町防災会議条例第三条による区分
1	会長	野辺地町長
2	三八上北森林管理署長	第一号 指定地方行政機関の職員
3	上北地域県民局地域整備部長	第二号 青森県の知事の部内の職員
4	上北地域県民局地域健康福祉部長	〃
5	青森県原子力センター所長	〃
6	野辺地警察署長	第三号 青森県警察の警察官
7	野辺地町副町長（会長職務代理者）	第四号 町長の部内の職員
8	野辺地町教育委員会教育長	第五号 教育長
9	野辺地町消防団長	第六号 消防団長
10	北部上北広域事務組合消防本部消防長	第七号 北部上北広域事務組合消防本部消防長及び野辺地消防署長
11	北部上北広域事務組合野辺地消防署長	〃
12	青い森鉄道(株)野辺地駅長	第八号 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
13	東日本電信電話(株)青森支店長	〃
14	東北電力(株)野辺地サービスセンター所長	〃
15	野辺地町自治会連合協議会長	第九号 自主防災組織を構成する者又は学歴経験のある者
16	野辺地町社会福祉協議会長	〃
17	野辺地町地域婦人団体連合会長	〃
18	野辺地町日赤奉仕団委員長	〃
19	野辺地町漁業協同組合婦人防火クラブ会長	〃
20	野辺地町校長会長	〃
21	野辺地町障害者福社会長	〃
22	野辺地町老人クラブ連合女性部長	〃

野辺地町災害対策本部条例

平成八年三月二十七日

条例第六号

野辺地町災害対策本部条例(昭和三十七年野辺地町条例第二十四号)の全部を改正する。

(目的)

第一条 この条例は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十三条の二第八項の規定に基づき、野辺地町災害対策本部(以下「本部」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(平二四条例一八・一部改正)

(災害対策本部長及び災害対策副本部長)

第二条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(部)

第三条 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は、災害対策本部員のうちから、部員はその他の職員のうちから本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

(現地災害対策本部)

第四条 本部に、災害地にあつて本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を置くことができる。

2 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから、本部長が指名する者をもつて充てる。

3 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第五条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二四年九月一日条例第一八号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

防災関係機関の所在地・電話番号一覧

機 関 名	所 在 地	電話番号	備考（窓口）
青森県庁	青森市長島一丁目 1 - 1	017-722-1111	防災消防課
野辺地町役場	野辺地町字野辺地 1 2 3 番地 1	0175-64-2111	防災安全課
北部上北広域事務組合消防本部	野辺地町字田挟沢 4 0 番地 9	0175-64-0650	警防課
野辺地消防署	〃	0175-64-3126	
野辺地警察署	野辺地町新町裏 1 番地 1	0175-64-2121	警備課
上北地域県民局地域健康福祉部	十和田市西二番町 1 0 - 1 5	0176-23-4261	指導予防課
上北地域県民局地域整備部	十和田市西十二番町 2 0 - 1 2	0176-23-4311	建設管理課
上北地域県民局地域農林水産部	〃	0176-23-5388	指導調整課
上北教育事務所	上北郡七戸町蛇坂 5 5 - 1	0176-62-2128	総務課
東北森林管理局 三八上北森林管理署	十和田市西二番町 1 - 2 7	0176-23-3551	総務課
農林水産省 東北農政局 青森地域センター	青森市本町二丁目 1 0 - 4	017-775-2151	
第二管区海上保安本部 青森海上保安部	青森市青柳一丁目 1 - 2 青森港湾合同庁舎	017-734-2421	警備救難課
青森地方气象台	青森市花園一丁目 1 7 番 1 9 号	017-741-7413	防災業務課
東北地方整備局 (青森港湾事務所、八戸港湾空港整備事務所、青 森河川国道事務所、十和田国道維持出張所)	青森市本町三丁目 6 - 3 4	017-775-1394	
	八戸市沼館四丁目 3 - 1 9	0178-22-9391	
	青森市中央三丁目 2 0 - 3 8	017-734-4521	
	十和田市三本木字北平 1 4 7 - 4 7 5	0176-23-7138	

東北運輸局 (青森運輸支局、青森運輸支局八戸海事事務所)	青森市大字浜田字豊田 1 3 9 - 1 3	017-739-1501	
	青森県八戸市築港街二丁目 1 6 八戸港湾合同庁舎 2 階	0178-33-0718	
東北総合通信局	仙台市青葉区本町三丁目 2 - 2 3 仙台第 2 合同庁舎内	022-221-0684	
青森労務局 十和田労働基準監督署	十和田市西二番町 1 4 - 1 2 十和田奥入瀬合同庁舎 3 階	0176-23-2780	監督課
ハローワーク野辺地	野辺地町字昼場 1 2 番地 1	0175-64-8609	
東京航空局 (三沢空港事務所、青森空港出張所)	三沢市大字三沢字下沢 8 3 - 1 9 7	0176-53-2461	管理課
	青森市大字大谷字小谷 1 - 3 0 3	017-739-2240	
自衛隊 陸上自衛隊第 9 師団	青森市浪館字近野 4 5	017-781-0161	
東日本旅客鉄道(株)青森支店	青森市柳川一丁目 1 - 1	017-734-6732	
青い森鉄道(株)野辺地駅	野辺地町字上小中野 4 9 番地 2	0175-64-3266	
東日本電信電話(株)青森支店	青森市橋本二丁目 1 - 6	017-774-9550	青森災害対策室
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)	東京都千代田区内幸町一丁目 1 - 6	03-3500-8111	
(株) エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東北支社青森支店	青森市中央三丁目 1 9	017-774-8000	
日本郵政(株)野辺地郵便局	野辺地町字野辺地 2 8 番地 1	0175-64-3600	
日本赤十字社青森県支部	青森市長島一丁目 3 - 1	017-722-2011	
東北電力(株)野辺地サービスセンター	野辺地町字前田 1 - 1 2	0175-64-3234	
日本放送協会 (NHK 青森放送局)	青森市松原二丁目 1 - 1	017-774-5111	
青森放送(株) (R A B 青森放送)	青森市松森一丁目 8 - 1	017-743-1234	
(株)青森テレビ (A T V 青森テレビ)	青森市松森一丁目 4 - 8	017-741-2233	
青森朝日放送(株) (A B A 青森朝日放送)	青森市大字荒川柴田 1 2 5 - 1	017-762-1111	

(株)エフエム青森	青森市堤町一丁目7-19 NTT堤ビル1F	017-735-1181	
(社)青森県エルピーガス協会 上十三支部	十和田市大字三本木字一本木沢19-1	0176-23-1396	事務局
上十三医師会	上北郡七戸町七戸118	0176-62-3289	
(社)青森県トラック協会 上十三支部	十和田市大字三本木字一本木沢213-3	0176-23-3977	事務局
下北交通(株)	むつ市金曲一丁目8-12	0175-22-3221	
十和田観光電鉄(株)	十和田市稲生町17-3	0176-23-3131	総務課
日本通運(株)青森支店	青森市新町一丁目1-8	017-723-1211	
日本銀行青森支店	青森市中央一丁目11-1	017-734-2151	
東日本高速道路(株)東北支社 (青森、八戸、十和田、管理事務所)	青森市大字岩渡字熊沢250-259	017-782-1431	
	八戸市北白山台五丁目5-1	0178-27-2100	
	秋田県鹿角市十和田錦木字赤沢田19	0186-35-3300	
青森県石油商業協同組合	青森市柳川一丁目4-1 青森港旅客一般ターミナル2F	017-722-1400	
ゆうき青森農業協同組合野辺地支所	野辺地町字野辺地1番地51	0175-64-3164	
野辺地町漁業協同組合	野辺地町字野辺地568番地	0175-64-2264	
野辺地川漁業協同組合	野辺地町字新町裏9番地1	0175-64-9363	
上北森林組合	上北郡七戸町字森ノ上87-1	0176-69-1200	
野辺地建設業協同組合	野辺地町字観音林後31番地1	0175-64-4089	
エボン建設業協会	野辺地町字寺ノ沢93番地83	0175-64-9966	

水道災害相互応援協定

(相互応援)

第1条 市町村は、非常災害の発生により水道施設に災害を受けた場合の早期復旧と運搬給水等住民に対する飲料水の供給の確保をはかるための必要な措置を講ずるため相互に応援するものとする。

(水道災害救援本部)

第2条 前条の応援事務を迅速かつ適切に行うため青森県水道災害救援本部（以下「救援本部」という。）を設ける。

2 救援本部は、青森県環境保健部生活衛生課内に置く。

ただし、災害が発生した場合は、その災害の態様によって被災現地に置くことができる。

第3条 救援本部は、救援本部長及び救援本部員をもって組織する。

2 救援本部長は、青森県環境保健部長とする。

3 災害本部員は、次の各号に掲げる職にある者とする。

(1) 青森県環境保健部生活衛生課長

(2) 青森市水道事業管理者

(3) 弘前市水道部長

(4) 八戸圏域水道企業団企業長

第4条 救援本部長は、被災市町村の水道災害の救援事務を総理する。

2 救援本部員は、救援本部長の命により当該市町村の責任者と協議し被災現地の水道災害の救援の指揮にあたるものとする。

(応援隊の派遣要請)

第5条 被災市町村の水道災害対策責任者は、救援本部長に対し応援隊の派遣の要請をするときは、電話その他の方法により次の事項を明らかにして行うものとする。

(1) 災害発生場所及び状況

(2) 必要とする職種別所要人員、機械器具及びその数

(3) 応援隊及び機械器具等を受領する場所

(4) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第6条 救援本部長は、前条の規定により応援隊の派遣の要請を受けたときは、その被害の状況、地域等を考慮してただちに被災現地の指揮者を任命し、又は応援隊の派遣の指示をするものとする。

2 前項の規定により救援本部長から応援隊の派遣の指示を受けた市町村の水道事業責任者は、ただちに応援体制をととのえ、被災現地の指揮者の応援要請に万難を排して応ずるものとする。

3 前項の規定により応援隊を派遣したときは、ただちにその出発時刻、出動人員、機械器具の数及び予定到着時刻等を被災現地の指揮者に通知するものとする。

(応援に要した費用の負担)

第7条 応援に要した費用については、原則として次の各号の基準によるものとする。ただし、当該市町村双方の協議によりこれを変更することができる。

(1) 応援隊の職員の派遣に要した人件費及び旅費並びに機械器具の貸出料は、応援をした市町村の負担とする。

(2) 応援資料の費用は、消耗的なものに係る費用を除き被応援側の市町村の負担とする。

(3) 工事及び資材等業者の提供したものに係る費用は、被応援側の市町村の負担とし、その負担に当っては歩掛り等について十分に考慮するものとする。

(事務局)

第8条 救援本部の事務を処理するため、救援本部事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置き、青森県環境保健部生活衛生課の職員及び日本水道協会青森県支部の職員のうちから救援本部長が委嘱する。

3 事務局長は、救援本部長の命を受け、局務を掌理する。

(この協定に定めるもののほか必要な事項)

第9条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、救援本部長が定める。

附 則

この協定は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則

この協定は、昭和57年9月1日から施行する。

大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、青森県内のいずれかの市町村で地震等による大規模災害が発生した場合において、被災市町村が他の市町村に対し応援を要請する際の手続その他災害時の相互応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援地区の設置)

第2条 青森県内を別表1のとおり6つの応援地区に分け、原則として応援地区を単位として被災市町村からの応援要請に応じるものとする。

2 前項の応援地区ごとに応援調整市及び代理応援調整市町を置き、被災市町村はその属する応援地区の応援調整市に対して応援を要請するものとする。ただし、当該応援調整市が被災した場合は、代理応援調整市町へ応援を要請するものとする。

3 応援調整市又は代理応援調整市町が行う応援調整は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 被災市町村との連絡及び情報収集

(2) 被災市町村が必要とする応援内容の取りまとめ並びに応援地区間の連絡及び物資調整

(3) 他の応援調整市への応援要請

(4) 前3号に掲げるもののほか、被災市町村の応援に関し必要な事項

(応援内容)

第3条 被災市町村が要請できる応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 応援措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供

(2) 食糧、飲料水、日用品等生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供並びにあっせん

(3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急措置等に必要な資機材並びに物資の提供並びにあっせん

(4) 災害応急活動に必要な車両等の派遣及びあっせん

(5) 災害応急活動に必要な職員の派遣

(6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん

(7) 前各号に定めるもののほか、大規模災害時の応急措置活動で特に必要な事項

(応援要請及び応援の実施)

第4条 被災市町村は、応援調整市に対し次の各号に掲げる事項を明らかにして、口頭、電話連絡等により要請を行うとともに、後日、応援を実施した市町村に対し、速やかに様式第1号により文書を提出するものとする。

(1) 被害の種類及び状況

(2) 前条第2号から第4号までに掲げる物の品名、数量等

(3) 前条第5号に掲げる職員の職種別人員数

(4) 応援場所及び応援場所への経路

(5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 応援調整市は、前項の要請を受けた場合には直ちに応援地区内の市町村と連絡をとり、応援地区における応援人員、応援物資等を取りまとめ、被災市町村に応援可能数量等を通知する。

3 応援人員、応援物資等の搬送は、応援を実施する市町村が行うものとする。

(他地区への応援要請)

第5条 被災市町村から要請を受けた応援地区のみでは被災市町村の要請に対応できない場合にあつては、応援調整市は、別表第2に定める応援順位に従い、他の応援地区に応援を要請するものとする。

2 応援調整市及び代理応援調整市町が被災した場合は、被災市町村は別表第2に定める応援順位に従い他の応援地区に応援を要請するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、別表第2に定める応援順位に属する地区が災害等により

応援実施が困難な場合にあつては、応援調整市は応援調整順位に属さない地区に応援を要請することができるものとする。

(自主応援)

第6条 市町村は、大規模災害が発生したことが明らかな場合で、被災市町村との連絡が取れないとき又は要請を待つ暇がないと認めるときは、第4条の規定にかかわらず、要請を待たずに自主的に応援を行うものとする。

2 前項の規定により、応援を行おうとする市町村は、あらかじめその属する応援地区の応援調整市に応援を実施する旨を通知するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 第4条及び前条の規定に基づき実施した応援に要した経費負担については、別段の定めがあるものを除くほか、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 応援側の負担する経費

イ 機械器具等の燃料費(補給燃料を除く。)及び小規模破損の修理費

ロ 応援人員の手当等に関する経費

ハ 応援人員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合の災害補償費及び賞給金

ニ 応援人員の重大な過失により、第三者に与えた損害賠償費

ホ 応援人員の災害地への出勤又は帰路途上において発生した事故における損害賠償費

(2) 要請側が負担する経費 前号に定める経費以外の経費

2 被災市町村が、前項第2号の経費を支弁する暇がない場合にあつては、応援を実施した市町村に対し費用の一時支払いを要請できるものとする。この場合において、当該経費を負担した市町村は、被災市町村に対し、その償還を請求することができる。

(事務局の設置)

第8条 本協定の運営に関する事務局は青森市に置く。

(担当者及び備蓄状況の報告)

第9条 応援調整市は、毎年度4月末日までに、その属する応援地区内の市町村の本協定に係る担当者及び応援物資等の保有状況を調査の上、様式第2号及び様式第3号により、事務局に報告するものとする。

2 事務局は、前項の報告を受けたときは、これらを取りまとめの上、各応援調整市にその内容を報告するものとし、応援調整市は、当該報告内容をその属する応援地区内の市町村へ報告するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この協定は、平成18年9月29日から施行する。

(大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定の廃止)

2 大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定(平成8年1月17日締結)は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書を40通作成し、市町村がそれぞれ押印の上、各自1通を所持する。

青森県内各市町村長

青森県消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、青森県内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合に、県内の応援隊（以下「応援隊」という。）を編成し、相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的として、県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定める。

(対象災害)

第2条 この協定は、次に掲げる災害のうち応援活動を必要とするものを対象とする。

- (1) 大規模な地震又は風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設等の大規模な火災
- (3) 武力攻撃による災害
- (4) 放射性物質、生物剤又は化学剤による災害
- (5) 航空機、船舶又は列車事故等の集団救急救助事故
- (6) 前各号に掲げるもののほか、火災等の災害又は救急救助業務を必要とする事故のうち応援が必要と判断されるもの。

(応援及び区域)

第3条 この協定に基づく消防の応援は、法第9条に規定する消防機関によるものとし、応援の区域は県内全域とする。

ただし、消防団の応援については、地域の実情に応じて行い、その出動については消防長又は消防署長の命令によるものとし、この協定は経費負担に関する事項を除き、適用しない。

(地域ブロックの区分及び代表消防機関等)

第4条 この協定の区域は、次に掲げる地域ブロックに区分する。

- (1) 青森地域ブロック
青森地域広域事務組合消防本部管内、北部上北広域事務組合消防本部管内、
下北地域広域行政事務組合消防本部管内
 - (2) 弘前地域ブロック
弘前地区消防事務組合消防本部管内、五所川原地区消防事務組合消防本部管内、
つがる市消防本部管内、鱒ヶ沢地区消防事務組合消防本部管内
 - (3) 八戸地域ブロック
八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部管内、十和田地域広域事務組合消防本部
管内、三沢市消防本部管内、中部上北広域事業組合消防本部管内
- 2 この協定による相互応援を円滑に実施するため、代表消防機関、代表消防機関代行及び地域ブロック代表消防機関を次のとおり定める。

なお、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合においては、代表消防機関代行がその任務を代行するものとする。

(1) 代表消防機関

青森地域広域事務組合消防本部

(2) 代表消防機関代行

ア 弘前地区消防事務組合消防本部

イ 八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部

(3) 地域ブロック代表消防機関

ア 青森地域ブロック：青森地域広域事務組合消防本部

イ 弘前地域ブロック：弘前地区消防事務組合消防本部

ウ 八戸地域ブロック：八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部

(応援隊の登録)

第5条 各市町村等は、応援出動が可能な消防隊等をあらかじめ登録するものとする。

(報告及び連絡調整等)

第6条 第2条に規定する災害が発生した市町村等の長は、代表消防機関及び県防災消防課に対して災害の状況について報告し、消防応援活動に関する必要な連絡調整及び支援等を求めるものとする。

(応援要請)

第7条 この協定に基づく応援要請は、第2条に規定する災害が発生した被災地の市町村等の長（以下「受援側の長」という。）が、当該被災地の市町村等の消防力を考慮して消防の応援が必要であると判断した場合は、次に掲げる区分により、他の市町村等の長（以下「応援側の長」という。）に対し、代表消防機関を通じて、応援要請を行うものとする。

(1) 第1要請

同一地域ブロック内の市町村等に対する応援要請

(2) 第2要請

他地域ブロックの市町村等に対する応援要請

(3) 第3要請

県内全域の市町村等に対する応援要請

2 代表消防機関は、前項に規定する応援要請があった場合には、県防災消防課に対して必要な事項を報告するとともに、受援側の長と応援隊編成等の調整を行うものとする。

3 応援側の長は、第2条に規定する災害が発生したことが明らかな場合において、受援側の長と連絡が取れないとき又は第1項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たず応援隊等を出動させることができる。

4 前項の規定により応援を行おうとする受援側の長は、属する地域ブロック代表消防機関及び代表消防機関と応援出動に関する必要な事項について、十分な連絡調整を行った後に出動するものとする。

(応援出動準備体制)

第8条 各市町村等は、災害の規模に照らし出動が予想される場合には、速やかに管内の

被害状況を確認後、応援隊としての出動の可否を代表消防機関及び地域ブロック代表消防機関に報告するとともに、出動の準備を行う。

(応援隊の派遣等)

第9条 応援要請を受けた応援側の長は、応援側の市町村等の消防力に支障が生じるなど特別な理由がない場合のほか、応援隊を出動させるものとする。

2 応援側の長は、第7条の規定により、応援隊を派遣する場合、属する地域ブロック代表消防機関を通じて代表消防機関に対して、出動隊数、出動隊員数、無線の呼称等必要な事項について、報告するものとする。

3 代表消防機関の長は、応援隊の派遣が決定した場合は、速やかに受援側の長に対してその旨を連絡し、併せて県防災消防課に報告するものとする。

4 県防災消防課は応援隊の派遣が決定した場合には、災害の概要、応援隊派遣規模等を消防庁へ報告するものとする。

5 応援側の長は、応援隊を派遣することができない場合は、その旨を速やかに属する地域ブロック代表消防機関を通じて代表消防機関に報告するものとする。

(先遣隊の派遣)

第10条 先遣隊は、後続する応援隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とし、応援隊出動決定後、原則として受援側の長の属する消防本部へ迅速に先遣出動するものとする。

(応援隊の指揮)

第11条 応援出動した応援隊は、法第47条の規定に基づき受援側の長の指揮の下に行動するものとする。

(指揮体制)

第12条 県大隊長は代表消防機関の職員をもってこれに充てる。県大隊長は原則として被災地消防本部において、受援側の長の指揮の下、応援隊を統括し活動の管理を行うものとする。

2 地域ブロック代表消防機関の指揮隊長又は、県大隊長から指名された消防機関の指揮隊長は、受援側の長の指揮の下、県大隊長の管理の下で応援隊の活動の指揮を行うものとする。

(応援隊の引揚げ)

第13条 受援側の長は、応援隊の活動報告及び市町村災害対策本部の調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における応援隊の活動終了を判断するものとし、県大隊長、代表消防機関及び県防災消防課に電話及びファクシミリ等により速やかに連絡するものとする。

(経費の負担)

第14条 応援に要した経費については、法令等に定めのある場合を除き、次によるものとする。

(1) 受援側の負担

ア 現地における車両及び機械器具の燃料費

- イ 宿泊費及び食糧費
- ウ 化学消火薬剤等の資機材費
- エ 現場活動中に第三者に与えた損害の賠償費等
ただし、応援側の重大な過失等に基づく損害賠償に要する経費は除く。

(2) 応援側の負担

- ア 車両及び機械器具の燃料費（現地における補給燃料を除く。）
- イ 車両及び機械器具の修理費
- ウ 旅費及び出動手当等の人件費
- エ 公務災害補償に要する経費
- オ 受援側との間の移動中、第三者に与えた損害の賠償費等

(3) 前2号以外に係る経費は、当事者間において協議し、決定するものとする。

(4) 経費負担について、疑義が生じた場合は、関係する市町村等において協議の上、決定するものとする。

(5) 応援側の長は、受援側の負担とされる経費を受援側の長に直接請求するものとする。
(他協定との関係)

第15条 この協定は、市町村等の長が、法第39条に基づき締結している消防の相互応援に関する他の協定を妨げるものではない。

(連絡会議)

第16条 協定事務の円滑な推進を図るため、消防機関及び県防災消防課において連絡会議を開催することができる。

なお、連絡会議は概ね次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 消防相互応援に関すること。
- (2) 市町村等の消防現勢、消防事象、特殊災害の資料等の交換に関すること。
- (3) 市町村等間の消防訓練に関すること。
- (4) 警防技術に関すること。
- (5) 消防用資機材の開発及び研究資料の交換等に関すること。
- (6) その他必要な事項

(委任)

第17条 この協定の実施に関し必要な事項は、各消防本部の消防長が協議決定するものとする。

(協定市町村等の変更に伴う取扱い)

第18条 市町村の合併、消防の広域化等により協定市町村等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町村等については、特段の申出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱うものとする。

(疑義の協議)

第19条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、協定市町村等の長が協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため本書４９通を作成し、記名押印の上、各１通を保有するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成２８年３月１日から施行する。
- 2 平成５年２月２５日締結の「青森県消防相互応援協定」は、平成２８年２月２９日付けをもって廃止する。

青森県内各市町町村長及び消防機関の代表者

災害時の医療救護活動に関する協定

野辺地町（以下「甲」という。）と社団法人上十三医師会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定により救助の対象となる災害については、本協定は適用しない。

（趣旨）

第1条 この協定は、野辺地町地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対し、医師及び看護婦等で構成する救護班（以下「救護班」という。）の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請を受けたときは、直ちに救護班を編成し、甲の指定する場所に派遣するものとする。

（医療救護計画）

第3条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、救護班の編成、派遣その他医療救護の実施に関する医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

（救護班の業務）

第4条 救護班の業務は次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急措置及び医療
- (2) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 被災者の死亡の確認及び死体の検案

（救護班の輸送）

第5条 救護班の輸送は、原則として甲が行うものとする。

（救護班に対する指揮命令等）

第6条 救護班に対する指揮命令及び医療活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、前項の規定により指揮命令者を指定したときは、直ちに乙に通知するものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 乙が派遣する救護班が使用する医薬品、医療機材等は、当該救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（医療費）

第8条 救護所における医療費は、無料とし、患者に対し請求しないものとする。

2 収容医療施設における医療費は、患者負担とする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 救護班の派遣に要する費用

(2) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(医事紛争の措置)

第10条 救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、甲乙協議のうえ、双方が誠意をもって紛争解決に努めるものとする。

(細則)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからもなんらの意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙署名押印し、各自その1通を保有する。

平成8年3月28日

甲 野辺地町長

乙 社団法人上十三医師会 会長

災害時における野辺地町内郵便局、野辺地町間の協力に関する覚書

野辺地町内の郵便局（以下「甲」という。）及び野辺地町（以下「乙」という。）は、災害時における相互の協力について、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、野辺地町内に発生した、地震その他の災害時において、甲及び乙が相互に協力し災害対策を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力の内容）

第3条 甲及び乙は、野辺地町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合には、それぞれの円滑な実施を図り、災害対策の効果的な推進に向けた協力に努めるものとする。

（1）甲が実施する事項

ア 災害救助法適用時における郵便、為替貯金及び簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策

イ 必要に応じ、避難所に臨時に郵便差出箱の設置

（2）甲及び乙が実施する事項

必要に応じ、甲又は乙が収集した被災町民の避難先及び被災状況に関する情報の相互提供

2 甲及び乙は、野辺地町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（1）甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供

（2）乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供

（3）前2号以外の事項で、協力できる事項

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、極力これに応じ協力を努めるものとする。

（職員の派遣）

第5条 甲は、野辺地町災害対策本部に職員を派遣することができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 甲は、野辺地町若しくは各地域の行う防災訓練等に参加し、防災に関する相互の

連絡調整に努めるものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関して、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては野辺地郵便局長、乙においては、野辺地町長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議して決定する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名調印の上、各自その1通を保有する。

平成10年2月9日

甲 野辺地町内郵便局代表 野辺地郵便局長

乙 野辺地町長

災害時における石油類の優先供給に関する協定書

野辺地町（以下「甲」という）と青森県石油商業組合上北支部（以下「乙」という）は、甲に災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう）が発生した場合の災害応急対策業務について、次のとおり協定する。

また、この協定は、大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定に基づき、救援物資等の応援要請があった場合にも一部適用する。

（供給の内容）

第1条 乙が甲に供給する内容は、ガソリン・軽油・灯油・A重油（以下「石油類」という。）とする。

（要請の手続き）

第2条 甲は、乙に対しこの協定による供給を要請するときは、要請の理由、品名、供給数量、日時、場所その他必要な事項を明らかにするものとする。

（供給の実施）

第3条 乙は、甲からの供給要請の実施に向け、次に掲げる事項について準備し、出来る限り供給協力するものとする。

（1）乙は、災害時における甲からの要請に備え、可能な限り石油類を備蓄しておくこと。

（2）甲から石油類供給の要請があったときは、乙は甲の指定する場所に、甲の要請する数量を納入すること。

（報告）

第4条 乙は毎年1回災害時の協力態勢及び石油類の備蓄数量を甲に対して報告するものとする。

（費用負担）

第5条 甲は乙が実施した、石油類の供給について、その費用等を負担するものとする。

（随意契約）

第6条 緊急を要する救援物資調達のための契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づく随意契約を適用するものとする。

（協力店の表示）

第7条 甲は乙の組合員店舗に災害時協力の店である旨の表示を行い、地域住民に周知するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成20年8月1日から平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から3ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除の申し出をしない限り、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

（協定細目）

第9条 この協定を実施するために必要な項目については、別紙協定細目書に規定するものとする。

（協議）

第10条 この協定書に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、記名捺印のうえ各自1通を保有する。

平成20年7月31日

甲 野辺地町長

乙 青森県石油商業組合上北支部 支部長

災害等発生時における電力復旧活動の協力に関する協定書

野辺地町（以下「甲」という。）と東北電力株式会社青森営業所（以下「乙」という。）は、災害等発生時における電力復旧活動の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、野辺地町内およびその周辺地域において地震、風水害、または雪害等の自然災害及び大規模な事故等（以下「災害等」という。）が発生した場合、乙の迅速、的確な電力復旧活動に協力するため、甲が所有、又は管理する施設を乙が緊急的に利用できること及び利用する際の手続きを定める。

（対象施設）

第2条 甲が所有、又は管理し本協定で取扱いを定める施設は、別表に掲げる施設（以下「対象施設」という。）とする。

（適用条件）

第3条 本協定は、災害等が発生し乙の復旧活動が必要な場合に、乙から甲に対して対象施設の利用申請があり、甲が利用を承諾した場合に適用する。

（利用申請と承諾）

第4条 乙が対象施設を利用する場合は、甲の定める様式により利用申請を行う。ただし、緊急を要する場合には口頭又は電話等により、利用申請し事後文書を提出するものとする。

2 甲は乙から利用申請を受けた場合は、特別の事情が無い限りこれを承諾する。

（用途指定）

第5条 乙は、対象施設を災害時における復旧応援隊の集合・待機場所、駐車場、復旧資材の受払基地及び宿泊施設など災害復旧全般の用に供するものとし、利用目的以外に利用しない。

（料金その他の費用負担）

第6条 本協定に基づき、乙が対象施設を利用するときの料金は、甲が全額免除するものとする。

2 乙は、対象施設の利用に関連して生ずる水道、ガス、電気などの諸設備の利用料の実費相当額を負担し、甲に対して支払うものとし、その金額については甲の申告にもとづき甲乙双方誠意をもって協議する。

3 乙が対象施設を利用した後、敷地などの整備が必要となった場合は、乙の責任において、現状復帰することを原則とする。

（損害賠償）

第7条 乙が対象施設を利用中に甲の施設を破損した場合は、乙は速やかに甲へ報告するとともにその損害を賠償する。ただし、天災など乙の責によらない場合は、乙の損害賠償義務は免責される。

(利用の終了)

第8条 乙は第5条に定める用途での利用が終了したときは、電話等により甲に速やかに連絡する。

(協定期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から相手方に対して書面により更新終了の意思が表示されないときは、この協定期間は、さらに1年延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲、乙いずれかの事情により本協定内容の見直しまたは解消が必要となった場合は、相手に申入れを行い適宜協議する。

(準用)

第10条 災害等発生時における電力復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、乙が対象施設において防災訓練等を行う場合は、必要に応じてこの協定を準用できる。

(協議)

第11条 本協定について疑義を生じたとき、又は定めのない事項については、その都度甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

本協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成21年10月20日

甲 野辺地町長

乙 東北電力株式会社 青森営業所 所長

災害復旧時の協力に関する協定書

野辺地町（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社青森支店（以下「乙」という。）は、青森県地域防災計画並びに野辺地町地域防災計画に基づく災害復旧時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模地震及び台風・雪害等の災害発生（以下「災害等発生」という）に伴い大規模な通信の途絶等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するため通信設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的とする。

（災害情報の提供）

第2条 甲及び乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は大規模な通信の途絶等が発生した場合、その影響を受けた地域、加入者数、故障等の原因、発生時間及び復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

（災害対策本部等への社員の派遣）

第3条 災害等発生による大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあり、甲が災害対策本部等を設置した場合は、乙は甲との連携のうえ必要に応じ、甲が設置した災害対策本部等に社員（以下「連絡員」という。）を派遣できるものとする。

2 連絡員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（通信設備の復旧）

第4条 災害等発生により大規模な通信の途絶等が発生した場合、乙は、乙のサービスエリア区域内の被害状況を総合的に判断した上で、乙のグループ災害対策組織の連携により優先順位を見極めながら行政機関、公共機関等重要機関に対する重要通信の確保並びに避難所等への特設公衆電話の設置等可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の通信設備の確保にあたり、移動電源車、ポータブル衛星車等災害対策機器等の使用については、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の通信設備復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場・車両駐車場等の確保に対する協力）

第6条 災害時において、乙の通信設備復旧作業に必要な資材置場、駐車場、幕営地及びヘリポート等（以下「資材置場等」という。）の確保にあたっては、甲は乙の要請に応じ、確保に協力するものとする。

（利用の終了連絡及び原状回復義務）

第7条 乙は、資材置場等の利用が終了したときは、電話等により甲に速やかに連絡する

とともに、乙の責任において資材置場等を原状に回復するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、乙は資材置場施設を原状に回復することを要しないものとする。

(損害賠償)

第8条 乙は、甲が所有する資材置場等の利用中に乙の故意又は過失によって甲の施設を破損した場合、乙は速やかに甲へ報告するとともにその損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他乙の責に因らない場合は、乙の損害賠償義務は免責される。

(災害訓練時の協力)

第9条 乙が災害時に通信設備の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、災害訓練等を行う場合は、甲は乙の協力依頼により、第6条に定める資材置場等の確保に協力するものとする。

- 2 前項の資材置場等の利用にあたっては、前2条の規定を準用する。

(連絡責任者)

第10条 本協定書に関する連絡責任者、連絡先等は別紙による。

- 2 連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

(協議)

第11条 本協定の履行にあたり疑義を生じた事項又は本協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

(協定の有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、協定締結の翌日から1年間継続とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙から内容の変更又は協定を継続しない旨の申し出がないときは、本協定は同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年5月2日

甲 野辺地町長

乙 東日本電信電話株式会社青森支店 支店長

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、野辺地町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 野辺地町内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 野辺地町災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成24年4月24日

甲 国土交通省 東北地方整備局長
乙 野辺地町長

災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定

野辺地町（以下「甲」という。）と一般社団法人青森県エルピーガス協会（以下「乙」という。）は、災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、野辺地町内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する災害応急対策業務に必要な液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達について、乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達の必要があると認めたときは、乙に対して、その調達についての協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限りこれに協力するものとする。

3 石油備蓄法第33条第3項の規定により、経済産業大臣の勧告が出された場合は、予め指定された中核充填所を中心に対応するものとする。

（手続）

第3条 甲は、乙に対して前条の要請をする場合は、次の事項を明らかにした文書により行うものとする。ただし、文書により行ういとまがないときは、電話等により乙に対して要請することとし、後日、文書を乙に対して提出するものとする。

（1）要請の理由

（2）液化石油ガス及び応急対策用資機材品名およびその数量

（3）調達を必要とする日時及び場所

（4）その他必要な事項

2 乙又は乙に加盟する会員は、甲の申請を受け、液化石油ガス及び応急対策用資機材を調達した場合、液化石油ガスの保安に関し最大限留意する。

3 乙又は乙に加盟する会員は、事前に液化石油ガス及び応急対策用資機材の輸送に係る緊急通行車両の事前届出書を県公安委員会に提出し、緊急通行車両確認証明書を取得しておくものとする。

（費用負担）

第4条 乙又は乙に加盟する会員が第2条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に要した費用（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料及び駐車場使用料等を含む。）は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における甲と液化石油ガス販売事業者が交わした単価契約の価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

ただし、単価契約を締結していない液化石油ガス及び応急対策用資機材については、災害発生直前における県内の市場価格を基準とし、甲乙協議の上決定する。

（報告）

第5条 乙又は乙に加盟する会員は、第2条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達を実施した場合は、乙が取りまとめの上速やかに甲に対して次の事項を報告するものとする。

- (1) 調達を実施した液化石油ガス及び応急対策用資機材の品名および数量
- (2) 調達を実施した日時及び場所
- (3) その他必要な事項
(事故報告)

第6条 乙又は乙に加盟する会員は、第2条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の運送中に事故が発生したときは、速やかに甲に対してその状況を報告しなければならない。

(情報収集 報告及び周知)

第7条 甲は、災害に関する被害状況等を収集し、第2条に規定する液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に必要な情報を可能な限り乙へ提供する。

2 乙は、甲が必要と認める情報収集及び周知に可能な限り協力する。

3 甲は、この協定に基づく調達の要請が円滑に行われるために必要があると認めた時は、乙に対して、乙又は乙に加盟する会員等が保有する液化石油ガス及び応急対策用資機材の数量等の状況について報告を求めることができる。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては、野辺地町防災安全課、乙においては、一般社団法人青森県エルピーガス協会事務局とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項またはこの協定に関して疑義が生じた場合においては、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年3月6日

甲 野辺地町長

乙 一般社団法人青森県エルピーガス協会 会長

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

野辺地町（以下「甲」という。）と北部上北広域事務組合（受入事業所：特別養護老人ホーム 野辺地ホーム）／公立野辺地病院／介護老人保健施設えぼし／野辺地デイサービスセンター／株式会社 祐里（デイサービス ふる里）／介護老人保健施設のへじ／総合福祉センターのへじ（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、野辺地町に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合に、要配慮者等が避難所生活に支障が生じないように、福祉避難所の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 この協定における避難援護の対象となる者（以下「対象者」という。）は、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要配慮者で、甲が避難所での生活において、特別な配慮を必要と判断した者をいう。

（受入れの要請）

第3条 甲は、災害時において、前条の対象者の存在を把握した場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。（様式1）

2 乙は、甲からの要請に可能な範囲内で応じるよう努めるものとする。

（手続き）

第4条 第3条の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。
ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名及び連絡先

（管理運営）

第5条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたっては、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援
- (2) 要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保
- (3) 要配慮者等の状況調書（様式2）を要配慮者等受入れの翌日に提出
- (4) 福祉避難所運営報告書（様式3）を福祉避難所閉鎖後7日以内に提出
- (5) 福祉避難所の設置運営に係る費用の請求（様式4）

2 乙は、福祉避難所の設置運営にあたり作成した書類等は、福祉避難所閉鎖後5年間はこれを保管しなければならない。なお、保管期限を過ぎた書類等は甲に提出するものとする。

（協力体制）

第6条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、乙は、甲と協定を締結している法人（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行うことができる。

また、他の協定締結法人から乙に協力要請があった場合には、乙はその協力要請にできる限り応じるものとする。

(費用の負担)

第7条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて負担をするものとする。

(1) 福祉避難所として、乙が対象者の受入れに要した費用については、通常の介護報酬請求による。但し、介護サービス料等の自己負担分については、介護保険制度に係る減免等の仕組みを活用したうえで発生する分を甲が負担するものとする。

(2) その他乙が直接支払を行ったものに要した費用。

2 その他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上決定するものとする。

(対象者の移送)

第8条 甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族又は支援者が行うものとする。ただし、家族又は支援者による移送が困難な場合にあつては、甲が行うものとする。

2 乙は甲から移送に関する協力の要請があつた場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

(開設期間)

第9条 乙が運営する福祉避難所の開設期間は、原則として、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の状況等により開設の延長が必要な場合にあつては、町と施設が協議のうえ、適時、期間の延長を行うものとする。

(個人情報の保護)

第10条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

2 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協定締結期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の2月前までに、甲又は乙から書面による異議の申立てがない限り、毎年度自動更新されるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲、乙と協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年3月30日

(甲) 野辺地町長

(乙) 北部上北広域事務組合 管理者

公立野辺地病院開設者 北部上北広域事務組合 管理者

介護老人保健施設えぼし 施設長

社会福祉法人 愛の園 理事長

株式会社 祐里 代表取締役

社会福祉法人 福祉の里 介護老人保健施設 のへじ 理事長

社会福祉法人 福祉の里 総合福祉センター のへじ 理事長

三沢飛行場周辺における航空事故処理のための連絡調整に関する協定

三沢飛行場周辺の関係機関等は、三沢飛行場周辺において航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の対処に万全を期するため、緊密かつ迅速な連絡調整体制を整備することとし、次のとおり協定を締結する。

(連絡責任者の指定)

第1条 関係機関等の長は、航空事故発生時における相互間の緊密かつ迅速な連絡を図るため、それぞれ連絡責任者を指定し、三沢防衛事務所長に通知するものとする。

2 三沢防衛事務所長は、前項の通知を受けたときは、航空事故発生時の連絡責任者名簿(別紙様式)を作成の上、各連絡責任者に送付するものとする。

3 各連絡責任者は、前項の名簿を常備するものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、連絡責任者に変更又は異動があった場合に準用する。

(航空事故発生時の通報)

第2条 連絡責任者は、航空事故が発生した事実を知ったときは、直ちに、米軍機の航空事故にあつては三沢防衛事務所の連絡責任者に、自衛隊機の航空事故にあつては、航空自衛隊三沢基地(以下「自衛隊」という。)の連絡責任者に、民間機の航空事故にあつては東京航空局三沢空港事務所の連絡責任者に通報するとともに、事故発生地を管轄する警察署又は海上保安部(海上において発生した事故の場合に限る。以下同じ。)及び消防本部の連絡責任者に通報するものとする。

2 三沢防衛事務所、自衛隊又は東京航空局三沢空港事務所の連絡責任者は、前項の通報を受けたときは、直ちに関係の連絡責任者に通報するものとする。

3 通報は、次の事項について行うものとする。

- (1) 航空事故の内容(墜落、不時着、器物落下等の別)
- (2) 事故発生の日時、位置等
- (3) 航空機の型式、乗員数、積載燃料量、弾薬積載の有無等
- (4) その他必要事項

4 航空事故に伴い災害が発生した場合は、前項各号に掲げるもののほか、次の事項についても行うものとする。

- (1) 災害発生場所、周辺の状況等
- (2) 人員及び財産の被害状況
- (3) 被害者の救急救助措置の有無等
- (4) その他必要事項

(現場連絡所の設置)

第3条 関係機関等の連絡調整を円滑にするため必要があると認める場合は、米軍機の航空事故にあつては東北防衛局が、自衛隊機の航空事故にあつては自衛隊が、民間機の航空事故にあつては東京航空局三沢空港事務所が、それぞれ関係機関等の協力を得て事故発生地又はその近辺に現場連絡所を設置するものとする。

2 前項の場合、事故発生地を管轄する関係機関等は、現場連絡所として適当な施設を確保することに協力するものとする。

3 関係機関等は、現場連絡所設置者から所要の措置について要請があった場合は、これに協力するものとする。

(被害者の救急救助)

第4条 消防本部が被害者の救急救助を行う場合において、当該本部から要請があったときは、自衛隊は、これに協力するものとする。

(消防等)

第5条 消防本部が消防その他の被害拡大防止措置を行う場合において、当該本部から要請があったときは、自衛隊は、これに協力するものとする。

(現場の管理)

第6条 警察署又は海上保安部が現場の保存及び警備を行う場合は、自衛隊は、これに協力するものとする。

(事故機乗員の捜索及び救助)

第7条 消防本部又は海上保安部及び自衛隊が事故機乗員の捜索及び救助を行う場合において、要請があったときは、関係機関等は、これに協力するものとする。

(仮住居の提供等)

第8条 米軍機の航空事故に伴う災害により仮住居(生活必需品を含む。)を必要とする場合は、東北防衛局が提供又はあっ旋し、関係機関等は、これに協力するものとする。

2 自衛隊機の航空事故による場合は、自衛隊がこれに当たり、関係機関等は、これに協力するものとする。

3 民間機の航空事故による場合は、東京航空局三沢空港事務所が当たり、関係機関等は、これに協力するものとする。

(調査の協力)

第9条 東北防衛局又は自衛隊が賠償請求に関する被害調査を行う場合は、警察署及び消防本部は、現場活動に支障のない限りにおいて現場立入り等に協力するものとする。

(米軍機事故の通報及び米軍の救急活動)

第10条 米軍機事故発生の場合の米軍からの通報及び航空事故発生の場合の米軍の緊急活動については、在日米軍司令部と防衛施設庁との間の合意(別紙)によるものとする。

(細部協定の締結)

第11条 関係機関等が第3条から前条までに定める事項について、細部の協定を締結した場合は、その旨東北防衛局に通知し、東北防衛局は、関係機関等に通知するものとする。

(協定の改正)

第12条 この協定は、必要があると認められる場合には、関係機関等の協議によりいつでも改正することができる。

附 則

1 この協定は、平成3年10月25日から施行する。

2 三沢飛行場周辺における航空事故処理のための連絡調整に関する協定(昭和59年2月24日実施)は、廃止する。

3 この協定は、協定当事者が、それぞれ各1通を保有する。

平成3年10月25日

資料1 雨量観測所・水位観測所

【雨量観測所（降水量、気温、風、日照時間、積雪）】

観測所名	観測種目					所在地
	降水量	気温	風	日照時間	積雪	
野辺地	○	○	○	○	○	野辺地町字有戸鳥井平4番地1

【水位観測所（青森県所管観測所）】

観測所名	対象河川		所在地
	水系名	河川名	
中屋敷	野辺地川	野辺地川	野辺地町字川目23番地
観音林脇	野辺地川	枇杷野川	野辺地町字観音林脇25番地5

資料2 強震観測施設・青森県震度情報ネットワークの整備状況

【強震観測施設】

観測所名	所在地	観測点名	備考
野辺地（野辺地町役場）	野辺地町字野辺地 123 番地 1	AOMH05	青森県
野辺地（野辺地消防署）	野辺地町字田狭沢 40 番地 9	AOM010	防災科学技術研究所

【青森県震度情報ネットワーク】

設置町村名	所在地	備考
野辺地町	野辺地町字野辺地 123 番地 1	青森県及び防災科学技術研究所の震度計を活用
	野辺地町字田狭沢 40 番地 9	

資料3 消防施設・設備等の整備状況

区 分	消防団員及び 消防団員数	消防ポンプ						化学 消防ポン 自動車	その 他の車 両	計	消 防 艇	消 火 栓	防 火 水 槽	耐 震 性 貯 水 槽	そ の 他	計
		消防 ポンプ 自動車	水 槽付 消防 ポン プ 自動車	積 載 車	小 型 動 力 ポン プ 付	自 動 車	は し ご 付 消防 ポン プ 自動車									
北部上北広域事務 組合消防本部	154	1	3	0	1	0	6	2	13	0	796	412	0	0	1,208	
野辺地消防署	43	0	1	0	0	0	1	1	3	0	220	54	1	0	275	
消防団本部	15	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	
第一分団	25	1	0	0	0	0	0	0	1	0	31	11	0	0	42	
第二分団	21	1	0	0	0	0	0	0	1	0	19	9	0	0	28	
第三分団	24	1	0	0	0	0	0	0	1	0	34	6	0	0	40	
第四分団	24	1	0	0	0	0	0	0	1	0	26	6	0	0	32	
第五分団	32	1	0	1	0	0	0	0	2	0	22	7	1	0	30	
第六分団	25	1	0	0	0	0	0	0	1	0	26	5	0	0	31	
第七分団	22	0	0	1	0	0	0	0	1	0	36	7	0	0	43	
第八分団	22	1	0	0	0	0	0	0	1	0	26	3	0	0	29	

資料4 消防ポンプ自動車等整備計画

区 分	区 域 名	人 口	全体計画 (28年度～32年度)						平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度			平成32年度						
			水 槽付 消防 ポン プ 自動車	救 急 自動 車	救 助 工作 車	化 学 消 防 ポン プ 自動 車	水 槽付 消防 ポン プ 自動 車	救 急 自動 車	救 助 工作 車	化 学 消 防 ポン プ 自動 車																	
北部上北広域事務組合消防本部	野辺地町 横浜町 バヶ原村	29,592	2	3	1	1	0	0	0	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0
野辺地消防署	野辺地町	14,086	1	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
消防分団名	消防団本部		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第一分団	本町・上袋町・中袋町・城内の一部(城内橋以北)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第二分団	浜町・八幡町・新道・新町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第三分団	下町一区・下町二区・川目・松ノ木平の一部(松ノ木平路線橋以北)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第四分団	馬門	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第五分団	有戸・木明・明前	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第六分団	駅前の一部(昔い森鉄道以北)・城内一部(城内橋以南及び自岩向地区)・鳴沢	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	第七分団	金沢町・下袋町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第八分団	枇杷野・琵琶湖・えぼし・松ノ木平の一部(松ノ木平路線橋以東)・駅前の一部(昔い森鉄道以南)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

資料5 消防水利整備計画

区 分		現 有 数	年次計画					
			全体計画	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
消 火 栓	公 設	214	0	1	1	1	1	1
	私 設	6	0	0	0	0	0	0
防 火 水 槽	40m ³	9	0	0	0	0	0	0
	40～100m ³ 未満	46	0	0	0	0	0	0
	100m ³ 以上	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他 の 水 利		0	0	0	0	0	0	0
計		275		1	1	1	1	1

資料6 町有無線設備

固定系親局、再送信子局、屋外子局

固 定 系

所 属	局種別	呼 出 名 称 (呼出符号)	設(営) 備場所 (電話番号)	備 考	
野辺地町	固定局	市内地区	みどりヶ丘団地	野辺地町字松ノ木平83番地16	
			敦平団地	野辺地町字松ノ木平76番地1	
			琵琶野 1	野辺地町字上小中野80番地324先	
			琵琶野 2	野辺地町字上小中野80番地321	
			琵琶野 3	野辺地町字上小中野170番地	
			枇杷野団地	野辺地町字枇杷野29番地4	
			枇杷野川	野辺地町字観音林脇41番地3先	連絡通話アンサーバック付 気象観測、カメラ、電光掲示
			運動公園	野辺地町字枇杷野51番地17	
			運動公園通り	野辺地町字松ノ木88番地先	
			荒田ノ沢	野辺地町字前平63番地1先	
			二本木	野辺地町字二本木24番地2	連絡通話アンサーバック付 スピーカー無し 電光掲示のみ
			野辺地橋	野辺地町字二本木1番地2先	連絡通話アンサーバック付 気象観測、カメラ、電光掲示
			八幡町	野辺地町字馬門道50番地3	
			米内沢児童公園	野辺地町字米内沢45番地5	
			城内	野辺地町字新町裏15番地6	
			町立体育館	野辺地町字観音林脇10番地4	
			駅前	野辺地町字上小中野18番地3	
			松ノ木平跨線橋	野辺地町字下松ノ木平19番地7	
			一ノ渡	野辺地町字一ノ渡35番地26	
			中屋敷	野辺地町字中屋敷9番地16	
			新田浄水場	野辺地町字新田49番地3	
			あすなろ橋	野辺地町字餅栗川原7番地4	連絡通話アンサーバック付 電光掲示
			鳴沢橋	野辺地町字鳴沢1番地32先	
			野辺地ホーム	野辺地町字白岩40番地1	連絡通話アンサーバック付 気象観測、カメラ、電光掲示
			役場	野辺地町字野辺地123番地1	固定系親局、放送局舎
			わかば歩道橋	野辺地町字田名部道18番地58	
			田名部道	野辺地町字大月平26番地14先	
			大月平	野辺地町字大月平19番地8先	
			わかば保育園	野辺地町字田狭沢3番地4	
			中袋町	野辺地町字助佐小路24番地11	
赤坂	野辺地町字下坂82番地11				
船橋	野辺地町字種川10番地2				
太陽団地	野辺地町字寺ノ沢116番地29				
やすらぎ広場	野辺地町字雑吉沢25番地2				

所 属	局種別	呼 出 名 称 (呼出符号)	設(営) 備場所 (電話番号)	備考	
野辺地町	固定局	馬門地区	スキー場	野辺地町字上河渡頭16番地5	
			温泉通り	野辺地町字中渡6番地9	
			四ツ森	野辺地町字柴崎8番地81	
			土場川	野辺地町字八ノ木谷地42番地26	
			馬門小学校	野辺地町字家ノ上6番地24	
			馬門稲荷神社	野辺地町字家ノ上136番地	
			近沢川	野辺地町字槻ノ木75番地76先	
			御手洗瀬	野辺地町字下御手洗瀬24番地4	
		木明地区	干草橋	野辺地町字干草橋22番地17	
			木明防災センター	野辺地町字有戸鳥井平4番地1	連絡通話アンサーバック付 固定系再送信子局
			木明休養施設	野辺地町字有戸鳥井平158番地6	
			明前	野辺地町字明前5番地5	
			太田新田	野辺地町字有戸鳥井平64番地63	
		有戸地区	中新田	野辺地町字向田239番地5	
			蟹田	野辺地町字蟹田34番地160	
			有戸農免	野辺地町字小沢平222番地2	
			有戸農村公園	野辺地町字小沢平122番地1	連絡通話アンサーバック付 移動系簡易中継局
			有戸川	野辺地町字有戸36番地5	
			あかつばげ	野辺地町字向田627番地	
		目ノ越地区	目ノ越1	野辺地町字向田277番地4	
目ノ越2	野辺地町字向田361番地2				
目ノ越3	野辺地町字向田444番地4				
目ノ越4	野辺地町字向田512番地6				

遠隔通信所

固 定 系

所 属	局種別	識別信号 (識別符号)	設(営) 備場所 (電話番号)	備考
野辺地町	第1通信所	ぼうさいのへじこうほう	野辺地町字野辺地123番地1	役場防災安全課
野辺地町	第2通信所	ぼうさいのへじこうほう	野辺地町字田狭沢40番地9	野辺地消防署

移動系基地局・移動局

移動系

所 属	局種別	呼 出 名 称 (呼出符号)	設(営) 備場所 (電話番号)	備考
野辺地町	基地局	ぼうさいのへじ	野辺地町字野辺地123番地1	役場
	半固定型移動局	ぼうさいのへじ500	野辺地町字野辺地123番地1	ポータブル統制台
	中継局(基地局向け)	ぼうさいのへじ551	野辺地町字小沢平122番地1	有戸農村公園
	中継局(移動局向け)	ぼうさいのへじ552	野辺地町字小沢平122番地1	有戸農村公園
	半固定型移動局	ぼうさいのへじ601	野辺地町字野辺地123番地1	防災安全課
	半固定型移動局	ぼうさいのへじ602	野辺地町字田狭沢40番地9	野辺地消防署
	半固定型移動局	ぼうさいのへじ603	野辺地町字野辺地1番地15	中央公民館
	車載型移動局	ぼうさいのへじ701	野辺地町字野辺地123番地1	道路パトロール車
	車載型移動局	ぼうさいのへじ702	野辺地町字下坂82番地11	ダンプ1号
	車載型移動局	ぼうさいのへじ703	野辺地町字下坂82番地11	ダンプ2号
	車載型移動局	ぼうさいのへじ704	野辺地町字野辺地123番地1	産業施設パトロール車
	車載型移動局	ぼうさいのへじ705	野辺地町字野辺地123番地1	水道パトロール車
	携帯型移動局	ぼうさいのへじ801	野辺地町字野辺地123番地1	携帯1号
	携帯型移動局	ぼうさいのへじ802	野辺地町字野辺地123番地1	携帯2号
	携帯型移動局	ぼうさいのへじ803	野辺地町字野辺地123番地1	携帯3号
	携帯型移動局	ぼうさいのへじ804	野辺地町字野辺地123番地1	携帯4号
	携帯型移動局	ぼうさいのへじ805	野辺地町字野辺地123番地1	携帯5号

※移動局から庁舎内線呼出可能
 ※屋外子局から連絡通話可能
 ※庁舎内線から移動局呼出可能

広報無線（固定系親局・再送信設備）

所 属	識別信号	周波数及び空中線電力	設置場所
野辺地町	ぼうさいのへじこうほう	60.815 MHz 10W	野辺地町役場 (役場防災安全課、 野辺地消防署に通信所あり)
	ぼうさいのへじきみょうぼうさいせんたー	63.980 MHz 2W	木明防災センター

資料7 通信系統図

受信装置設置場所（子局）			
管理番号	呼 称	管理番号	呼 称
A-1	みどりヶ丘団地	A-30	中袋町
A-2	敦平団地	A-31	赤坂
A-3	琵琶野1	A-32	船橋
A-4	琵琶野2	A-33	太陽団地
A-5	琵琶野3	A-34	やすらぎ広場
A-6	枇杷野団地	B-1	スキー場
A-7	枇杷野川	B-2	温泉通り
A-8	運動公園	B-3	四ッ森
A-9	運動公園通り	B-4	土場川
A-10	荒田ノ沢	B-5	馬門小学校
A-11	二本木	B-6	馬門稻荷神社
A-12	野辺地橋	B-7	近沢川
A-13	八幡町	B-8	御手洗瀬
A-14	米内沢児童公園	C-1	干草橋
A-15	城内	C-2	木明防災センター (再送信子局設備)
A-16	町立体育館		
A-17	駅前	C-3	木明休養施設
A-18	松ノ木平跨線橋	C-4	明前
A-19	一ノ渡	C-5	太田新田
A-20	中屋敷	D-1	中新田
A-21	新田浄水場	D-2	蟹田
A-22	あすなる橋	D-3	有戸農免
A-23	鳴沢橋	D-4	有戸農村公園
A-24	野辺地ホーム	D-5	有戸川
A-25	役場	D-6	あかっぱげ
A-26	わかば歩道橋	E-1	目ノ越1
A-27	田名部道	E-2	目ノ越2
A-28	大月平	E-3	目ノ越3
A-29	わかば保育園	E-4	目ノ越4

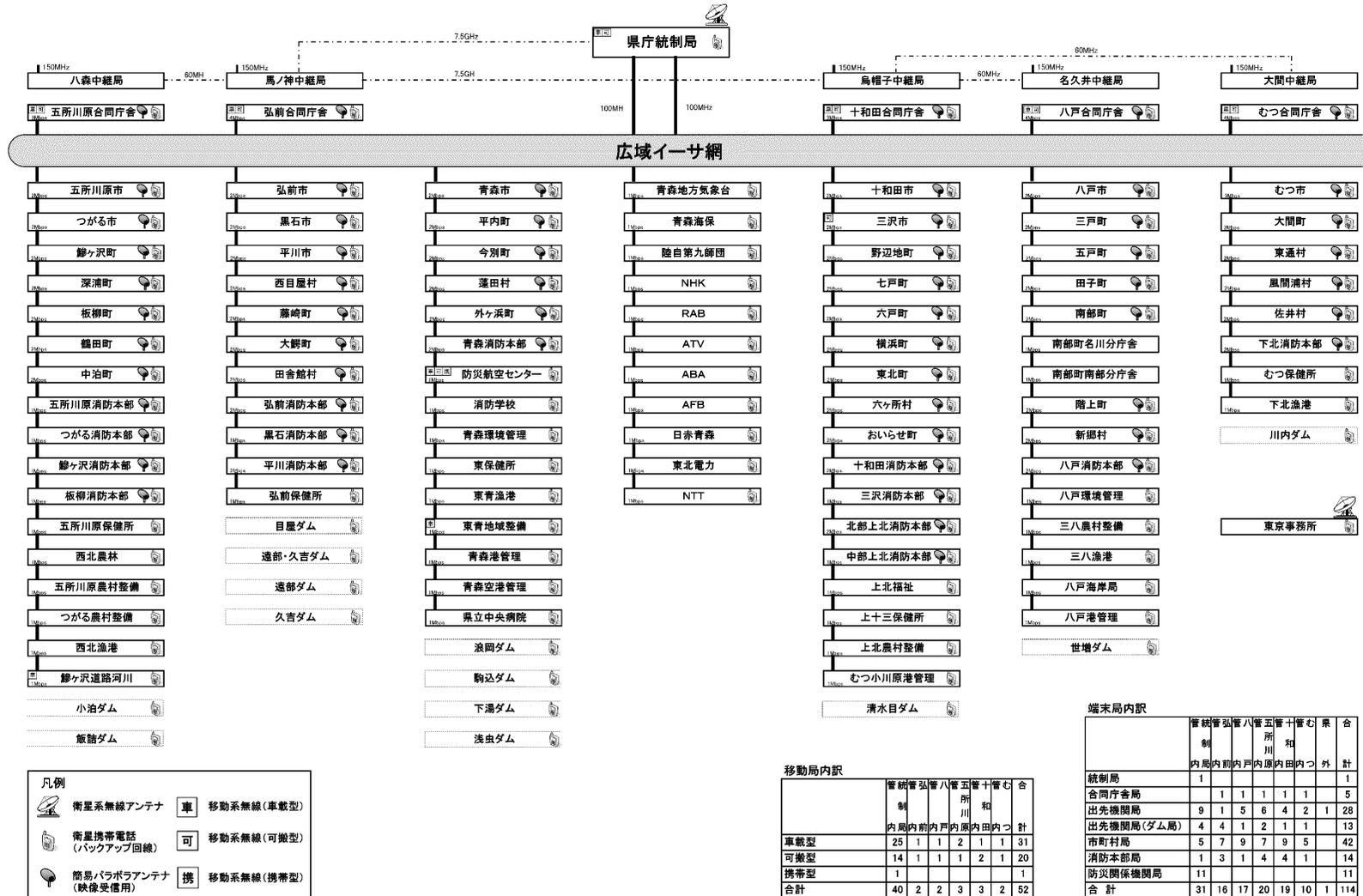
役場親局

A地区-野辺地地区
B地区-馬門地区
C地区-木明地区
D地区-有戸地区
E地区-目ノ越地区

資料 8 連絡系統図

青森県防災情報ネットワーク回線構成図

平成26年4月1日現在



資料9 消防無線設備

種別及び所属	配置等	デジタル無線呼出名称	出力 (W)	統制波 (全国波)	主運用波 (県波)	活動波		
基地局	野辺地署	ほくぶ のへじ	10	1	1	2		
	横浜署	ほくぶ よこはま	10	1	1	2		
	六ヶ所署	ほくぶ ろっかしよ	10	1	1	2		
	六ヶ所消防署北分署	ほくぶ ろっかしよ きた	10	1	1	2		
	六ヶ所消防署南分署	ほくぶ ろっかしよ みなみ	10	1	1	2		
用(非常) 卓上型可搬	野辺地消防署	ほくぶ のへじ1	10	4	7	4		
	横浜消防署	ほくぶ よこはま1	10	4	7	4		
	六ヶ所消防署	ほくぶ ろっかしよ1	10	4	7	4		
	北分署	ほくぶ きた1	10	4	7	4		
移動局(車載・携帯)	消防本部	車載：指令車	ほくぶ しらいい1	10	4	7	4	
		車載：指揮車	ほくぶ しき1	10	4	7	4	
		車載：広報車	ほくぶ こうほう1	10	4	7	4	
		車載：査察車	ほくぶ ささつ1	10	4	7	4	
		可搬型移動無線	ほくぶ かはん1	10	4	7	4	
		携帯	ほくぶ 101	5	4	7	4	
		携帯	ほくぶ 102	5	4	7	4	
		署活系無線(アナログ)	ほんぶしよかつ1	1			2	
		署活系無線(アナログ)	ほんぶしよかつ2	1			2	
		署活系無線(アナログ)	ほんぶしよかつ3	1			2	
		野辺地消防署	車載：化学車	のへじ かがく1	10	4	7	4
			車載：水槽付ポンプ車2	のへじ たんく1	10	4	7	4
			車載：救助工作車	のへじ きゅうじよ1	10	4	7	4
	車載：水槽車		のへじ すいそう1	10	4	7	4	
	車載：指令車1		のへじ しらいい1	10	4	7	4	
	車載：指令車2		のへじ しらいい2	10	4	7	4	
	車載：指揮車		のへじ しき1	10	4	7	4	
	車載：資機材運搬車		のへじ しきざい1	10	4	7	4	
	車載：救急車1		のへじ きゅうきゆう1	10	4	7	4	
	車載：救急車2		のへじ きゅうきゆう2	10	4	7	4	
	車載：防災活動車		のへじ ぼうさい1	10	4	7	4	
	可搬型移動局		のへじ かはん1	10	4	7	4	
	携帯		のへじ 101	5	4	7	4	
	携帯		のへじ 102	5	4	7	4	
	携帯		のへじ 103	5	4	7	4	
	携帯		のへじ 104	5	4	7	4	
	署活系無線機(アナログ)		のへじしよかつ1	1			2	
	署活系無線機(アナログ)		のへじしよかつ2	1			2	
	署活系無線機(アナログ)		のへじしよかつ3	1			2	
	署活系無線機(アナログ)		のへじしよかつ4	1			2	
	署活系無線機(アナログ)		のへじしよかつ5	1			2	
	署活系無線機(アナログ)	のへじしよかつ6	1			2		
	署活系無線機(アナログ)	のへじしよかつ7	1			2		
	署活系無線機(アナログ)	のへじしよかつ8	1			2		
署活系無線機(アナログ)	のへじしよかつ9	1			2			
署活系無線機(アナログ)	のへじしよかつ10	1			2			
署活系無線機(アナログ)	のへじしよかつ11	1			2			
署活系無線機(アナログ)	のへじしよかつ12	1			2			

※卓上型可搬(非常用)は大規模災害時、基地局として使用する。

資料10 通信系統図



資料 1 1 各水防倉庫の資機材の備蓄状況一覧

平成27年4月現在

水防倉庫名	水防倉庫所在地	水防倉庫管理者	専用兼用の区分	器 材										資 材								照明具(台)	携帯無線機(台)	水防資機材管理担当者			
				ツルハシ(丁)	スコップ(丁)	掛矢(丁)	たこ槌(丁)	唐鍬(丁)	ベンチ(丁)	おの(丁)	のこぎり(丁)	かま(丁)	ハンマー(丁)	丸太(本)	空俵(俵)	袋(袋)	ビニール袋・麻	かます(俵)	むしろ・ビニールシート(枚)	なわ(丸)	鉄線(kg)				ロープ(m)	小車(台)	その他
防災倉庫	野辺地町字田挾沢40番地9	野辺地町	兼用	6	25	6	0	15	0	7	1	10	3	0	0	2,000	0	18	0	0	1,800	0	0	0	0	0	防災安全課長

資料 1 2 流出油防除資機材

平成26年12月現在

区 分	油処理剤 (ℓ)	油吸着剤 (kg)	油吸着マット (枚)	オイルフェンス (m)
北部上北広域事務組合消防本部	181	745.5	150.8	260
野辺地消防署	18	5	8.8	0

資料 1 3 海上火災等対策用船舶

平成26年12月現在

区 分	消防艇 (隻)	救難艇 (隻)	油回収船 (隻)	オイルフェンス 展張船 (隻)	その他の 船 舶 (隻)	合 計 (隻)
北部上北広域事務組合消防本部	0	0	0	0	0	0
野辺地消防署	0	1	0	0	0	0

資料 1 4 救助資機材等 整備状況

単位：台

区 分	一般救助器具				重量物排除用器具				切断用器具				破壊用器具				測定用器具										
	かぎ付はし(1)	三連はし(1)	金属製折りたたみはし(1)	空気式救助マット	救命索発射銃	救命用縛帯	平担架	油圧ジャッキ	油圧スプレッター	可搬ウインチ	マット型空気ジャッキ	空気式大型油圧スプレッター	油圧切断機	エンジンカッター	ガス溶断機	チェーンソー	鉄線カッター	空気銃	大型油圧切断機	万能斧	ハンマー	削岩機	ハンマドリル	可燃性ガス測定器	有毒ガス測定器	酸素濃度測定器	放射線測定器
北部上北広域事務組合消防本部	8	11	1	1	2	7	3	3	5	5	3	3	3	6	1	5	9	2	3	11	7	1	1	3	4	2	15
野辺地消防署	1	3	0	0	1	0	1	1	2	2	1	0	2	2	0	1	3	0	0	3	1	0	0	1	1	1	6

区 分	呼吸保護用器具				隊員保護用器具				水難救護用器具				山岳救助器具	その他の救助用器具													
	空気呼吸器	酸素呼吸器	簡易呼吸器	送排風機	耐電手袋	耐電衣	耐電ズボン	耐電長靴	防毒衣	耐熱服	放射線防護服	潜水器具	救命胴衣	水中投光器	救命浮標	浮標	救命ボート	船外機	水中スクーター	登山器具	バスケット型担架	投光器	携帯拡声器	携帯無線機	応急処置用セット	緩降機	ロープ登降機
北部上北広域事務組合消防本部	74	2	0	3	11	0	0	3	0	11	185	19	50	0	16	26	4	4	1	0	4	13	15	28	3	1	2
野辺地消防署	29	1	0	1	2	0	0	0	0	0	5	7	13	0	6	4	2	2	1	0	1	2	5	4	0	0	1

資料 1 5 広域防災拠点 整備状況

施設等名	所在地	連絡先	宿営可能 人員	物資等収容 スペース	利用可能な 設備の状況
旧まかど 保育所	野辺地町字 馬門17番地	—	—	空き教室利用	備蓄等の保管場所

資料 1 6 その他施設・設備等 整備状況

単位：台

区 分	トラク ク	ダン プ トラク ク	タイ ヤシ ヨベル	トラク ター シヨ ベル	パワ ー シヨ ベル	シヨ ベル ロー ダー	ログ ロー ダ	グ レ ー ダ	ク レ ー ン 車	ロー ラー	スク レ ー バー	ホイ ル タイ プ トラク ター	浮 グ レ ー ン	トレ ー ラー	リフ ト 車	作 業 車	パ ネ ル 橋	締 固 機 械
野辺地町	3	3	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料 1 7 町の防災倉庫・防災資機材 整備状況

平成27年4月現在

資 機 材 名	単位	防災倉庫所在地		備 考
		野辺地町字田狭沢40番地9	野辺地町字馬門97	
スコップ	丁	25	0	
掛矢	丁	6	0	
唐鋏	丁	15	0	
ツルハシ	丁	6	0	
おの	丁	7	0	
鋸	丁	1	0	
鎌	丁	10	0	
ハンマー	丁	3	0	
ベンチ	丁	0	0	
たこ鍬	丁	0	0	
照明具	台	0	0	各避難所30台、各自治会14台
丸太	本	0	0	
ビニール袋または麻袋	袋	2,000	0	
ロープ	m	1,800	0	
鉄線	kg	0	0	
小車 (または運搬用具)	台	0	1	
むしろまたは ビニールシート	枚	18	0	
発電機	台	0	2	各避難所20台、各自治会14台
ジェットヒーター	台	0	24	
コードリール	個	0	12	
懐中電灯	個	0	30	
ろ水器	台	0	0	
炊飯器	個	0	0	
給水タンク	個	0	0	
その他				

資料 18 自主防災組織一覧

自主防災組織一覧表

組織名	結成年月日
公立野辺地病院災害救助隊	平成6年4月1日
野辺地町漁業協同組合婦人防火クラブ	平成7年7月1日
野辺地ホーム災害避難救助隊	平成12年4月1日
下町一区自治会自主防災会	平成24年11月12日

資料 19 炊き出しの実施場所

実施場所	炊き出し対象区域	炊き出し能力	機材等の整備状況	炊き出し実施班の構成
町学校給食共同調理場	町全域	3,500食	釜、食器類	町民班
中央公民館	町全域	1,000食	釜、食器類	町民班
馬門公民館	町全域	70食	釜、食器類	町民班
有戸地区学習等供用センター	町全域	50食	釜、食器類	町民班
青少年体育センター	町全域	50食	釜、食器類	町民班

資料 20 炊き出しの協力団体

団体名	会員数	所在地	連絡方法
地域婦人団体連合会	106人	野辺地町字野辺地 123 番地 1	社会教育・スポーツ課
日赤奉仕団	93人	野辺地町字野辺地 123 番地 1	介護・福祉課

資料 21 弁当、パン、うどん麺類等製造所等

製造所名	所在地	電話番号	製造品等
おかずやみっちゃん	野辺地町字上小中野 19 番地 3	64-0177	弁当
柴崎隆	野辺地町字槻ノ木 187 番地 10	64-5614	弁当
角鹿製麺所	野辺地町字野辺地 310 番地 1	64-2519	麺
パン工房ビリオン	野辺地町字前平 18 番地 1	64-9613	パン
ほっかほっか亭	野辺地町字野辺地 234 番地 1	64-6258	弁当

資料 2 2 インスタント食品調達先

調達先	所在地	電話番号	調達可能物品等
え と 鮮 魚 店	野辺地町字野辺地 353 番地 3	64-3778	食品全般
カネジ宝屋醤油店	野辺地町字野辺地 343 番地 1	64-2866	醤油
く ま さ わ 酒 店	野辺地町字赤坂 11 番地 15	64-3528	コンビニエンス ストア
斉 藤 豆 腐 店	野辺地町字鳥井平 34 番地 4	64-2674	豆腐
サークル K 野辺地橋店	野辺地町字鳥井平 14 番地 1	64-4266	コンビニエンス ストア
スーパードラッグアサヒ 野辺地店	野辺地町字二本木 46 番地 1	64-1188	食品全般
マエダストア金沢店	野辺地町字石神裏 14 番地 1	64-3154	食品全般
ツルハドラッグ野辺地店	野辺地町字野辺地 41 番地 1	64-2268	食品全般
のざか味噌・醤油店	野辺地町字野辺地 38 番地 2	64-2437	味噌・醤油
薬王堂野辺地店	野辺地町字上前田 17 番地 1	64-2003	食料全般
のむらとうふ店	野辺地町字観音林脇 5 番地 3	64-2947	豆腐
本間豆腐店	野辺地町字下前田 10 番地 21	64-3441	豆腐
マエダストア野辺地店	野辺地町字種川 15 番地 1	64-7011	食品全般
マックスバリュ野辺地店	野辺地町字二本木 24 番地 1	65-1234	食品全般
ヤマザキショップ奥寺商店	野辺地町字上小中野 38 番地 25	64-2937	コンビニエンス ストア
ヤマザキショップ古林酒店	野辺地町字助佐小路 13 番地 13	64-3653	コンビニエンス ストア
ローソン野辺地高校前店	野辺地町字観音林後 1 番地 1	64-6722	コンビニエンス ストア
ローソン野辺地田名部道店	野辺地町字田名部道 56 番地 7	64-8663	コンビニエンス ストア
ローソン野辺地町店	野辺地町字野辺地 3 番地 1	65-1430	コンビニエンス ストア

資料 2 3 調達食料及び供給食料の集積場所

施設名	所在地	管理責任者	電話番号	施設の概況	配分対象区域
野辺地町立 体育館	字観音林後 10	教 育 長	64-1459	RCS 造 1,692 m ²	町 全 域

資料 2 4 除去した障害物の集積場所

集積地	所在地	電話場番号	収容能力	管理者
野辺地町一般廃棄物 最終処分場	野辺地町字寺ノ沢 100 番地 1	64-0139	122,600 m ²	野辺地町長
クリーン・ペア はまなす	六ヶ所村尾駱字家 ノ後 12-159	68-2508	26t/16h×2 基	北部上北広域 事務組合

資料 25 障害物除去に要する資機材等現有状況

【野辺地建設業協同組合】

所有者	所在地	電話番号	機械器具及び操作員の名称数量等									
			クレーン車(台)	操作員(人)	ショベルローダー(台)	操作員(人)	グレーダー(台)	操作員(人)	ブルドーザー(台)	操作員(人)	その他(台)	操作員(人)
手間本建設(株)	野辺地町字松ノ木 18 番地 1	64-2604	0	0	3	3	0	0	1	1	4t ユニツク(1)	1
(株)升澤組	野辺地町字鳥井平 30 番地 1	64-3509	1	2	11	15	1	5	10	10	4	10
(有)田中工務店	野辺地町字寺ノ沢 48 番地	64-2445	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0
(有)細川建設工業	野辺地町字石神裏 6 番地 21	64-2944	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0
(株)木明工務店	野辺地町字赤坂 63 番地	64-3553	1	4	1	4	0	0	0	0	0	0
高松建設	野辺地町字中道 6 番地 18	64-4565	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
(株)大剛建設	野辺地町字木明 75 番地 1	64-9563	0	0	1	6	0	0	0	0	6t ユニツク(1),8t ユニツク(1),フォークリフト(1)	1 1 3
エビナホーム	野辺地町字助佐小路 59 番地 2	64-1623	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
(株)ホクエイグループ	野辺地町字大月平 29 番地 58	64-0181	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0

【エボシ建設業協会】

所有者	電話番号	FAX番号	機械器具及び操作員の名称数量等									
			クレーン車(台)	操作員(人)	ショベルローダー(台)	操作員(人)	グレーダー(台)	操作員(人)	ブルドーザー(台)	操作員(人)	その他(台)	操作員(人)
(株)井口鐵工	64-4734	64-4847	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
戸舘工務店	64-1226	64-1226	0	0	(小型)ショベル (1)	1	0	0	0	0	(小型)バックホー (1)	1
(有)松舘工業	64-4903	64-2017	1	3	2	5	0	0	0	0	ダンプ (3)	7
(有)豊伸工業	64-6162	64-6927	1	3	1	2	0	0	0	0	0	0
(株)野坂工務店	64-2124	64-0132	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(株)NEM	64-6988	64-6944	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
(有)岡山住宅	64-7193	64-7066	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(有)田村興業	64-3912	64-0982	0	0	2	4	0	0	0	0	0	0
(株)高田工業	74-3711	74-3713	0	0	8	12	0	2	4	6	0	0
(株)義寅萬運輸	64-3378	64-3387	0	0	2	2	0	0	0	0	バックホー (1)	1
古林建築	64-5681	64-8990	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(有)赤川林業 土木	64-0249	64-7494	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0
洞内工業	64-2514	64-2514	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(有)柏葉建材	64-4331	64-4411	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0
亀田左官工業	64-1120	64-0567	1	4	1	4	0	4	0	0	0	0
(株)力興業	64-7464	64-7334	1	10	4	10	0	2	0	2	0	0
柴崎建築	64-0497	64-0497	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0
(株)蛭沢ハウス	64-5266	64-5266	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(株)蛭名建築	64-9238	64-9239	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

資料 2 6 医薬品等の調達先一覧

調達先	所在地	電話番号
高野薬局	野辺地町字野辺地 18 番地 4	64-3359
中央薬局	野辺地町字野辺地 121 番地 2	64-3347
愛宕薬局	野辺地町字野辺地 148 番地 1	64-8000
つばさ調剤薬局	野辺地町字鳴沢 1 番地 8	65-2711
野辺地調剤薬局	野辺地町字鳴沢 9 番地 9	64-7471
アイン薬局野辺地店	野辺地町字鳴沢 18 番地 3	64-1645
ハッピードラッグ野辺地店	野辺地町字二本木 25 番地 5	65-1455
薬王堂青森野辺地店	野辺地町字上前田 7 番地 1	64-2003
スーパードラッグアサヒ野辺地店	野辺地町字二本木 46 番地 1	64-1188
ツルハドラッグ野辺地店	野辺地町字野辺地 41 番地 1	65-2268
スマイル薬局	野辺地町字野辺地 68 番地 1	73-8867

資料 2 7 医療機関等の状況

施設名	所在地 電 話	診療科目	医療従事者			病床数
			医 師	看護師	助産師	
公立野辺地 病院	鳴沢 9 番地 12 0175-64-3211	内科、小児科、 外科、整形外科、 皮膚科、婦人科、 耳鼻咽喉科、眼科、 泌尿器科、 歯科口腔外科、 脳神経外科ほか	10	119	0	199 (一般 120) (療養 31) (老健 48)
川上 クリニック	野辺地 150 番地 1 0175-64-0111	内科、消化器科、 胃腸科、循環器科、 外科、整形外科、 皮膚泌尿器科、 肛門科	2	7	0	19
戸館内科整形 外科医院	野辺地 261 番地 1 0175-64-2525	内科、整形外科、 リウマチ科、 小児科、呼吸器科、 循環器科	3	8	0	19
中里医院	上小中野 8 番地 0175-64-1388	内科、消化器科	1	3	0	0
えびさわ クリニック	野辺地 69 番地 1 0175-64-4160	内科	1	3	0	0
のへじ クリニック	下小中野 18 番地 8 0175-64-7333	泌尿器科、内科、 外科	1	7	0	19

資料 28 車両及び船舶等の調達

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

所属の名称	保管先	車種等	台数	備考
建設環境課	野辺地町役場	乗用車	7	
		小型トラック	1	
		軽トラック	2	
		資源ごみ収集車	1	
		博愛号	1	
	赤坂車庫	中型バス	1	
		マイクロバス	1	
		道路維持用ダンプトラック	2	
		タイヤショベル	3	
		ロータリー除雪車	1	
	一般廃棄物最終処分場	ごみ埋立用パワーショベル	1	
ごみ埋立用ダンプトラック		1		
防災安全課	健康増進センター	交通指導車	1	
	野辺地消防署	資機材搬送車	1	
	野辺地消防署	防災活動車	1	
	野辺地町役場	防災パトロール車	1	
水道課	野辺地町役場	水道パトロール車	1	
学校教育課	野辺地中学校	スクールバス	1	中型バス
	学校給食共同調理場	給食運搬車	2	
介護・福祉課	健康増進センター	リフト付福祉バス	1	
農林水産課	野辺地町役場	転作指導車	1	

資料 29 公共的団体の車両、船舶等自動車保有状況

名称	所在地	連絡先	車種別調達可能数	
			バス	トラック
十和田観光電鉄株式会社	十和田市稲生町 17 番地 3	0176-23-3131	167	0
下北交通株式会社	むつ市金曲 1 丁目 8 番地 12	0175-23-3111	94	6

資料 30 陸上運送業者の車両(青森県トラック協会 上十三支部)

名称	所在地	連絡先	台数
(有)柏葉建材	野辺地町字野辺地 226 番地	64-4331	6
(有)野辺地運輸	野辺地町字馬門道 52 番地 1	64-6688	24
野辺地小型運送(株)	野辺地町字下御手洗瀬 1 番地	64-3343	6
(株)升澤組	野辺地町字鳥井平 30 番地 1	64-3509	14
(株)義寅萬運輸	野辺地町字二本木 20 番地 1	64-3378	9

資料 3 1 町旅客自動車事業所(タクシー等)

名 称	所在地	連絡先	台数	備 考
(有)十和田タクシー	野辺地町字鳴沢 1 番地 13	64-2221	25	小・中 20 台、 大 5 台
(株)縦貫タクシー	野辺地町字野辺地 5 番地 5	64-3151	17	小・中 16 台、 大 1 台
二北タクシー(有)	野辺地町字馬門道 25 番地 3	64-4181	8	小 8 台
(株)STS 北燈	野辺地町字大月平 29 番地 31	65-2610	7	バス 小 2 台、中 1 台、大 4 台

資料 3 2 ヘリコプター離着陸場所

離着陸地点 (施設名)	所在地	面 積	周囲の状況
町立体育館	野辺地町字観音林脇 10 番地	60m×40m	町中心部
野辺地小学校	野辺地町字寺ノ沢 42 番地 4	80m×100m	町中心部
若葉小学校	野辺地町字石神裏 16 番地	70m×100m	町中心部
野辺地町漁業協同組合	野辺地町字野辺地 568 番地	70m×70m	町中心部
馬門小学校	野辺地町字家ノ上 6 番地 6	50m×70m	町西部
まかど温泉スキー場	野辺地町字地続山 1 番地 1	80m×100m	町西部
町営陸上競技場	野辺地町字松ノ木 114 番地	100m×150m	町西南部
のへじ潮騒公園	野辺地町字馬門道 44 番地 1	80m×100m	町西北部
ゆうき青森農業協同組合 らくのう支所	野辺地町字大月平 33 番地 1	50m×50m	町北東部
行政メモリアルセンター	野辺地町字小沢平 2 番地 2	50m×60m	町北部

資料 3 3 緊急通行車両保有状況

所属	登録番号	車種等	保管場所	備考
町	青森 88 さ 6252	消防ポンプ車	第 1 分団車庫	消防団車両
町	青森 88 さ 9566	消防ポンプ車	第 2 分団車庫	消防団車両
町	青森 88 さ 4835	消防ポンプ車	第 3 分団車庫	消防団車両
町	青森 88 さ 5454	消防ポンプ車	第 4 分団車庫	消防団車両
町	青森 88 さ 8343	消防ポンプ車	第 5 分団車庫(有戸)	消防団車両
町	青森 88 さ 8321	小型動力ポンプ付き積載車	第 5 分団車庫(木明)	消防団車両
町	青森 88 さ 6	消防ポンプ車	第 6 分団車庫	消防団車両
町	青森 88 さ 6951	小型動力ポンプ付き積載車	第 7 分団車庫	消防団車両
町	青森 88 さ 4834	消防ポンプ車	第 8 分団車庫	消防団車両
町	青森 800 さ 1104	トヨタ レジアス	町車庫	防災パトロール車
町	青森 830 さ 9955	日野 デュトロ	野辺地消防署車庫	資機材搬送車
町	青森 880 あ 418	日産 クリッパー	野辺地消防署車庫	防災活用車
町	青森 800 す 1369	トヨタ プラド	町車庫	道路パトロール車
町	青森 800 す 2537	日産 エクストレイル	町車庫	水道パトロール車

資料 3 4 清掃班の構成等

【ごみ処理】

班名	責任者	班員	機械器具等			地域分担	処理場
			ごみ収集 運搬車	トラック	その他		
環境 保全班	建設環境 部長	許可 業者	6	6	0	町内全域	一般廃棄物 最終処分場

【し尿処理】

班名	責任者	班員	機械器具等			地域分担	処理場
			汲取り車	運搬車	その他		
環境 保全班	建設環境 部長	許可 業者	4	0	0	町内全域	むつ衛生 センター

資料 3 5 ごみ及びし尿処理施設

施設名	処理能力	処理方法	所在地	電話番号
野辺地町一般廃棄物 最終処分場	埋立容量 122,600 m ³	サンドイッチ シェル方式	野辺地町字寺ノ沢 100-1	64-0139
北部上北広域事務組合 ク リーン・ペア・はまなす	52t/日	准連続燃焼式 焼却炉 (流動床)	六ヶ所村大字尾駸字家 ノ後 12-159	68-2508
下北地域広域行政事務組合 むつ衛生センター	35t/日	焼却	むつ市大字奥内字今泉 68	0175-26-2126

資料 3 6 町内関係業者所有の清掃資機材一覧

名称	所在地	電話	機械器具等			備考
			ごみ収集 運搬車	汲取車	その他 (トラッ ク)	
(有)野辺地産業振興 協会	野辺地町字一ノ 渡 46 番地 11	64-7431	3	0	4	トラック 3 ダンプ 1
(有)クリーンライフ	野辺地町字八ノ 木谷地 27 番地 1	64-8020	3	0	2	トラック 2
野辺地小型運送(株)	野辺地町字下御 手洗瀬 1 番地	64-3343	3	0	0	
野辺地衛生社	野辺地町字石神 裏 22 番地 90	64-3276	0	2	0	
古沢清掃社	野辺地町字石神 裏 6 番地 28	64-2959	0	2	0	

資料 3 7 各学校の代替予定施設

学校名	児童生徒数	予定施設及び場所	収容能力
野辺地小学校	328 人	中央公民館	891 人
若葉小学校	226 人	青少年体育センター	980 人
馬門小学校	44 人	馬門公民館	570 人
野辺地中学校	339 人	中央公民館	891 人

資料 3 8 教科書以外の教材等の調達

調達先	所在地	電話番号
いさみや(有)	野辺地町字野辺地 335 番地 1	64-2153
うさぎや	野辺地町字野辺地 1 番地 18	64-4195

資料 3 9 教育施設の現況

【学校】

学校名	所在地	教室数 (多目的ホール 含む)	応急 教室数 (特別教室 等)	教員数		学年別児童生徒数						屋内体育 施設面積	応急の教育時 収容可能人員数	備 考
				男	女	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生			
野辺地 小学校	字寺ノ沢 42番地4	25	5	12	12	45	53	48	59	66	57	1,375㎡	450人	屋内避難所 指定
若葉 小学校	字石神裏 16番地	23	7	9	12	42	39	34	36	36	39	1,014㎡	330人	
馬門 小学校	字家ノ上 6番地6	10	6	3	8	6	6	8	7	12	5	867㎡	280人	
野辺地 中学校	字浜掛 11番地5	19	10	16	9	114	115	110	—	—	—	1,977㎡	650人	

【学校以外】

施設名	所在地	施設概況	応急の教育時 収容可能人員数	備 考
中央公民館	野辺地町字野辺地 1 番地 15	会館・研修室等	891 人	屋内避難所 指定
馬門公民館	野辺地町字馬門 97 番地	会館・研修室等	570 人	
青少年体育センター	野辺地町字中道 20 番地 1	会館	980 人	
有戸地区学習等 供用センター	野辺地町字小沢平 10 番地 8	会館	201 人	屋内避難所 指定

資料４０ 協定の締結状況

協定の名称	締結年月日	締結機関	応援内容
水道災害相互応援協定	昭和44年4月1日	全市町村	水道施設の復旧及び給水の実施等
大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定	平成18年9月29日	全市町村	大規模災害対応
青森県消防相互応援協定	平成28年3月1日	全市町村・消防本部	大規模災害対応

資料４１ 防災関係機関等との協定の締結状況

協定の名称	締結年月日	締結機関	応援内容
災害時の医療救護活動に関する協定	平成8年3月28日	(社)上十三医師会	医療救護活動
災害時における野辺地町内郵便局、野辺地町間の協力に関する覚書	平成10年2月9日	野辺地町内郵便局	郵政事業に係わる災害特別事務取扱い等
災害時における石油類の優先供給に関する協定	平成20年7月31日	青森県石油商業組合上北支部	石油類の優先供給
災害等発生時における電力復旧活動の協力に関する協定	平成21年10月20日	東北電力(株)青森営業所	電力復旧活動
災害復旧時の協力に関する協定	平成23年5月2日	東日本電信電話(株)青森支店	通信設備復旧活動
災害時の情報交換に関する協定	平成24年4月24日	国土交通省東北地方整備局	情報交換
災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定	平成26年3月6日	(一社)青森県エルピーガス協会	液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	平成27年3月30日	野辺地町内福祉施設の管理者	福祉避難所の設置運営

資料 4 2 ヘリコプター離着陸場所

離着陸地点 (施設名)	所在地	面積	周囲の状況
町立体育館	野辺地町字観音林脇 10 番地	60m×40m	町中心部
野辺地小学校	野辺地町字寺ノ沢 42 番地 4	80m×100m	町中心部
若葉小学校	野辺地町字石神裏 16 番地	70m×100m	町中心部
野辺地町漁業協同組合	野辺地町字野辺地 568 番地	70m×70m	町中心部
馬門小学校	野辺地町字家ノ上 6 番地 6	50m×70m	町西部
まかど温泉スキー場	野辺地町字地続山 1 番地 1	80m×100m	町西部
町営陸上競技場	野辺地町字松ノ木 114 番地	100m×150m	町西南部
のへじ潮騒公園	野辺地町字馬門道 44 番地 1	80m×100m	町西北部
ゆうき青森農業協同組合 らくのう支所	野辺地町字大月平 33 番地 1	50m×50m	町北東部
行政メモリアルセンター	野辺地町字小沢平 2 番地 2	50m×60m	町北部

資料 4 3 車両駐車場所

施設名	所在地	管理者	駐車可能 台数
野辺地小学校グラウンド	野辺地町字寺ノ沢 42 番地 4	校長	350
若葉小学校グラウンド	野辺地町字石神裏 16 番地	校長	200
馬門小学校グラウンド	野辺地町字家ノ上 6 番地 6	校長	100
野辺地中学校グラウンド	野辺地町字浜掛 11 番地 5	校長	300
烏帽子グラウンド	野辺地町字浜掛 79 番地 6	町長	400
野辺地町運動公園	野辺地町字松ノ木 114 番地	教育長	270
コミュニティ防災センター (旧木明小)前広場	野辺地町字有戸鳥井平 4 番地 1	町長	80
行政メモリアルセンター (旧有戸小)前広場	野辺地町字小沢平 2 番地 2	町長	80
まかど温泉スキー場	野辺地町字地続山 1 番地 1	町長	350

野辺地町地域防災計画

【資料編】

昭和46年 作成

平成7年7月 修正

平成11年3月 修正

平成28年10月 修正

編集発行 **野辺地町防災会議**

事務局 野辺地町防災安全課

〒039-3131 野辺地町字野辺地123番地1

電話 代表 0175-64-2111 (内線225)